

本公募は平成22年度予算原案に基づいて行われるものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等に変更がありうることに御留意ください。

広域連携共生・対流等対策交付金公募要領（案） （広域連携共生・対流等整備交付金）

1 はじめに

都市住民の「農」ある暮らし、二地域居住など田舎暮らしに対する願望が相当程度あることが世論調査等で明らかになっており、特に団塊世代や若い世代でその傾向が強く、これらの願望の実現は、若者や団塊世代の再チャレンジや第2の人生の充実の観点からも重要です。

都市住民のニーズを実現し、都市と農村の共生・対流や都市農業の振興等を一層推進するためには、農村部主体の取組だけではなく、都市と農村が連携して共通の目標を達成するための協働や都市農地を保全していくための取組が必要であり、こうした取組を推進していくためには、一部のNPOや自治体などで行われている取組を全国的に拡大していくことや都市住民への情報提供等が有効です。

このようなことを踏まえ、広域連携共生・対流等対策交付金は、都道府県域を越えた広域的な連携及び都市と農村との間の交流を通じた新たなビジネス推進の取組の実現並びに都市部での農業振興に必要な施設等の整備に対し、支援しようとするものです。

支援の対象となる団体、要件及び応募の手続については、この要領を御覧の上、必要な提出書類を下記の受付期間内に提出願います。

受付期間：平成22年2月15日（月）から平成22年3月5日（金）17時まで（必着）

2 公募対象

公募する内容は、広域連携共生・対流等対策交付金のうち以下の施設等整備です。

（1）都市農村交流促進に必要な施設等の整備

都道府県域を越えた広域的な連携の先導的取組を実現するために必要な施設等の整備

都市と農村との間の交流環境の整備及び当該交流を通じたアグリビジネスの推進に必要な施設等の整備

（注）（1）は、主に都市側と農山漁村側の連携を想定しています。

（2）都市部での農業振興に必要な施設等の整備

（注）（2）は、主に都市農業の振興を図るための事業実施主体とその他団体間の連携を想定しています。

対象となる施設等については、別紙1を参照してください。（2）については、実施対象地域など施設等整備を実施する基準について、広域連携共生・対流等対策交付金実施要領（以下「実施要領」という。）別記2の第3の3を参照してください。

3 応募方法

応募は、下記4の交付金の対象となる団体が団体単独でも連名でも事業実施計画案を提出することが可能です。ただし、連名での応募の場合には、当該事業実施計画案が採択された場合、下記8の事業実施計画提出までに下記4の(14)の協議会を組織していただく必要がありますので御留意ください。

また、代表者として応募を行う団体が、別の団体が代表者となって行う応募に代表者以外の立場で参加することを妨げるものではありませんので御留意ください。

なお、地方公共団体は単独では応募資格はありませんが、応募可能団体と協議会を形成して、その構成員として施設等整備を実施することは可能です。

(1) 応募に必要な書類は、以下のとおりです。

広域連携共生・対流等整備交付金事業実施計画案（以下「事業実施計画案という。」）

事業実施計画案（様式）を農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kouhukin/index.html>）からダウンロードし、様式に従って作成してください。

事業実施計画案には、連携体制や目標、施設の整備内容等事業の具体的な計画について記入してください。

申請者の組織や活動内容を示す資料〔 〇の事業実施計画案に添付〕

ア 設立趣意書又は定款、寄附行為、規約等

イ 申請者の活動内容の概要が分かる資料

ウ 過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書等）

エ 役員、職員名簿及び組織図等

オ 連携する団体（又は協議会を構成する団体）の概要が分かる資料

カ 整備予定地の現状写真、計画地区位置図、計画施設平面図、立面図等の図面

キ 施設等の規模決定根拠資料、事業費の積算資料

ク 利用計画、資金調達及び償還計画書、施設等の維持管理計画（又は管理運営規定）、施設等の収支見通し等

ケ 実施要領別紙2の1の事業については「新山村振興等農林漁業特別対策事業等費用対効果算定要領の制定について」を参考にして作成した費用対効果分析表

コ 地域再生計画（連携する自治体が認定されている場合）

サ 頑張る地方応援プログラム（連携する自治体が認定されている場合）

シ 定住自立圏形成協定又は定住自立圏形成方針（連携する団体が締結している場合）

(2) 提出方法

上記(1)の提出は、受付期間内に郵送又は持参（下記13の問い合わせ先の住所）により提出してください。必要に応じて整備内容についての補足説明用の資料を併せて提出することが可能です。

なお、2部提出をお願いします。

提出書類等は返却いたしません。

4 交付金の対象となる団体について

本交付金を実施することのできる団体は以下のとおりです。

- (1) NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条2項に規定する法人をいう。）
- (2) 一般社団法人又は一般財団法人。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により、原則として交付金の交付決定を行うことができませんので、御注意ください。
- (3) 商工会、商工会連合会、商工会議所、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- (4) PFI事業者（民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項の選定事業者をいう。）
- (5) 農業協同組合、農業協同組合連合会
- (6) 森林組合、森林組合連合会、生産森林組合
- (7) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合
- (8) 全国農業会議所、都道府県農業会議、農業委員会
- (9) 農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）については、構成員に3戸以上の農家を含み、かつ、当該農家が議決権の過半を占める等当該法人の事業活動を実質的に支配すると認められる法人とする。
- (10) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- (11) 土地改良区、土地改良事業団体連合会
- (12) 農山漁村等の住民の組織する団体については、当該事業の事業実施計画や事業実施手続について、適正かつ効率的に行うことができるものとして、
代表者の定めがあること、
会計処理、意思決定等の方法について規約類が整備されていること
等の要件を満たしていること。
- (13) 地方公共団体等が出資する団体（地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその施策活動を実質的に支配することができるものと認められる法人又は4（2）に掲げる特例民法法人のうち年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人を除く。）
- (14) 上記の者等で構成する協議会については、当該事業の事業実施計画や事業実施手続について、適正かつ効率的に行うことができるものとして、
代表者の定めがあること、
会計処理、意志決定等の方法について規約類が整備されていること

等の要件を満たしていること。

- (15) 特認団体（上記以外の事業実施主体であって、地方農政局長等（事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合、農林水産省農村振興局が直接取り扱うことが効率的かつ効果的であるとして農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が認める場合にあつては農村振興局長、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の場合にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）が認めるものに限る。）

5 交付金の対象となる施設

都道府県域を越えた広域的な連携の取組及び都市と農村との間の交流を通じたアグリビジネスの推進等の取組並びに都市部の農業振興に必要な施設等の整備に必要な経費が交付金の対象になります。

対象となる施設等は別紙1を参照してください。

6 交付金の額

交付される交付金は、予算の範囲内で以下のとおりとします。

- (1) 都道府県域を越えた広域的な連携の取組及び都市と農村との間の交流を通じたアグリビジネスの推進等の取組を実現するために必要な施設等の整備に直接必要となる経費の2分の1相当額以内
- (2) 都市部での農業振興に必要な施設等の整備に直接必要となる経費の2分の1相当額以内

7 審査ヒアリング

提出された事業実施計画案を審査するに当たり、必要に応じて申請者から事業実施計画案の内容についてヒアリングすることがあります。

ヒアリングを行う場合は、事前に申請者に連絡いたします。

8 選定及び事業実施計画の承認

(1) 事業実施計画案の選定

事業実施計画案の選定については、選定審査委員会を設置し、以下のような観点から事業実施計画案の審査を行い、予算の範囲内で農林水産省において決定します。事業実施計画案が選定された場合は選定通知書を、不選定の場合は不選定通知書を申請者あてにお送りします。

必須要件

[2の(1)の施設等整備]

ア 事業実施計画案の内容が、都道府県域を越えた事業実施主体とその他団体間の広域連携で整備しようとする計画であること。

イ 妥当投資額を算定し、費用対効果分析により投資効率が1.0以上であること。

[2の(2)の施設等整備]

- ア 事業実施計画案の内容が、都市農業の振興を図るための事業実施主体とその他団体間の連携で整備しようとする計画であること。
- イ 妥当投資額を算定し、費用対効果分析により投資効率が1.0以上であること。

審査項目

- ア 事業の目的の理解度、目的を踏まえた内容の妥当性
 - イ 事業規模・実現性など事業実施計画の妥当性、各項目の関連性
 - ウ 事業実施手法の妥当性及び事業遂行のための技術力
 - エ 事業が遂行可能な人員や財政基盤などの組織の妥当性
 - オ 事業効果の妥当性
 - カ 関連施策との連携の有無
- (ア) 事業実施計画案にかかわる地域再生計画を認定された自治体が連携先(又は協議会の構成団体)として含まれている。
 - (イ) 事業実施計画案にかかわるプロジェクトが頑張る地方応援プログラムとして総務省より公表されている自治体が、連携先(又は協議会の構成団体)として含まれている。
 - (ウ) 事業実施計画案にかかわる定住自立圏形成協定を締結又は定住自立圏形成方針を策定した自治体が、連携先(又は協議会の構成団体)として含まれている。

なお、事業実施計画案の選定後、内容、対象経費の精査等のため、ヒアリングを行います。ヒアリングの日時等については、事前に申請者に連絡いたします。

精査後、地方農政局長等に事業実施計画を提出して頂き、その内容が適正である場合は、地方農政局長等が事業実施計画を承認することになります。

9 交付金の支払手続

事業実施計画の承認後は、「交付金割当通知」を送付し、事業に割当される交付金の額をお知らせします。申請者は割当された額を踏まえ、事業実施計画とは別に「交付金交付申請書」を作成し、地方農政局長等に提出してください。(詳しくは、交付金の交付に関する事務について定めた都市農村交流等交付金交付要綱を参照願います。)

「交付金交付申請書」が提出され、交付金の交付決定が行われた後に、交付金の対象となる事業を開始することができます。(交付決定以前に支出した経費や年度終了後に支出した経費については、原則、交付金の対象になりません。ただし、やむを得ない事情により、交付決定前に着工する必要がある認められる場合には、実施要領別記2の第3の4の(1)のオの(ア)(イ)により交付決定前着工届を提出する必要があります。)

本交付金の支払方法は、事業終了後の精算払を原則とします。(ただし、財務省との協議により、年度内に2～3回出来高に応じ交付金が支払われる「概算払」が認められる場合があります。)支払に関する手続は以下のとおりです。

申請者は、各年度毎に事業完了後、交付要綱に定める実績報告書を作成し、領収

書等の写しを添付して、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1か月を経過した日のいずれか早い期日までに地方農政局長等に提出してください。提出された実績報告書と領収書等の写しについて審査し、交付決定額の範囲内で実際に使用された経費について交付金の額を確定した後、交付金の額の確定通知を送付するとともに交付金を支払うこととなります。

10 事業実施に当たっての留意事項

(1) 各年度における事業実施の取扱いについて

各年度における事業実施については、それぞれの年度において、実施要綱第6の4に定める年度別事業実施計画書を提出し、実施内容、交付金対象経費の審査を受けることとなります。交付金についても、それぞれの年度毎に精算することとなります。

(2) 交付金の経理について

交付金の交付を行う際には、どのような目的で、いつ、いくら支出されたか等について明らかにされる必要があります。

したがって、団体のその他の活動に係る経理と明確に区分された、交付金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、収入及び支出についての証拠書類又は関係資料を整理し、保管しておく必要があります。

(3) 消費税等の取扱いについて

本交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）であり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して交付金の交付申請を行う必要があります。

減額の対象となる消費税の相当額が、交付申請時に明らかでない場合は、この限りではありませんが、後日、これらの額が明らかになった場合は、これらについて、返還する必要がありますので御注意願います。

(4) 事業実施計画を変更する場合の手続について

以下に該当する場合については、要綱第6の3及び実施要領別記2第2の6に基づき所定の手続により、地方農政局長等の承認が必要となります。

事業費が当初の事業実施計画より大幅に増減する場合（30%を超えるとき。）

事業を中止又は廃止する場合

連携体制（又は協議会の構成団体）の変更を含め事業実施主体の変更があった場合

実施期間の変更があった場合

11 事業終了後の留意事項

(1) 事業評価の提出について

事業の評価の報告については、要綱第8及び実施要領別記2第5に基づき目標

年度までの毎年度の翌年度の5月末日までに、事業の成果等に関する自己評価を行い、所定の手続に従い地方農政局長等に報告する必要があります。評価結果は、農林水産省において、事業の適正運営の検討や指導等のための資料といたします。

(2) 事業で取得した財産の管理について

事業で取得した財産については、常に良好な状態で管理し、事業の目的に沿って活用していただく必要があります。

12 その他留意事項

本交付金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)等の法令、「実施要綱」等の通知に従って実施されるものです。これらに違反して事業を実施することはできませんので御注意願います。

(1) 交付金の返還について

補助金適正化法に違反して交付金を使用した場合は、交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は一部について返還を求めることがありますので御注意願います。

(2) 罰則について

不正な手段により交付金の交付を受けるなどした場合は、懲役、罰金の刑が科せられますので御注意願います。

13 問い合わせ先及び事業実施計画案等提出先

問い合わせについては、以下の担当者までお願いします。

事業実施計画案等の提出先は、原則として以下の住所、担当者あてとなります。

【応募者の主たる事務所が北海道の場合】

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

： 03-3502-0030 (2の(1)関係)

： 03-3502-0033 (2の(2)関係)

Fax : 03-3595-6340

担当者： 松下、平田 又は杉原、山方

【応募者の主たる事務所が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の場合】

農林水産省東北農政局農村計画部農村振興課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

： 022-263-1111 (内線4444、4185)

Fax : 022-715-8217

担当者： 高橋 又は 萱場、後藤

【応募者の主たる事務所が茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県の場合】

農林水産省関東農政局農村計画部農村振興課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

： 048 - 600 - 0600 (内線3405、3415)

Fax : 048 - 740 - 0082

担当者：北川 又は 菊池

【応募者の主たる事務所が新潟県、富山県、石川県、福井県の場合】

農林水産省北陸農政局農村計画部農村振興課

〒920-8566 石川県金沢市広坂2 - 2 - 60

： 076 - 263 - 2161 (内線3414、3424)

Fax : 076 - 263 - 0256

担当者：岩腰 又は 小林、神戸

【応募者の主たる事務所が岐阜県、愛知県、三重県の場合】

農林水産省東海農政局農村計画部農村振興課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1 - 2 - 2

： 052 - 201 - 7271 (内線2521、2519)

Fax : 052 - 220 - 1681

担当者：堀 又は 我妻

【応募者の主たる事務所が滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の場合】

農林水産省近畿農政局農村計画部農村振興課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町

： 075 - 451 - 9161 (内線2417、2421)

Fax : 075 - 451 - 3965

担当者：山口 又は 秋本

【応募者の主たる事務所が鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県の場合】

農林水産省中国四国農政局農村計画部農村振興課

〒700-8532 岡山県北区岡山市下石井1 - 4 - 1

： 086 - 224 - 4511 (内線2514、2525)

Fax : 086 - 227 - 6659

担当者：清水 又は 津寺

【応募者の主たる事務所が福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の場合】

農林水産省九州農政局農村計画部農村振興課

〒860-8527 熊本県熊本市二の丸1 - 2

： 096 - 353 - 3561 (内線4312、4319)

Fax : 096 - 359 - 7321

担当者：釜石 又は 古里、羽田野

【応募者の主たる事務所が沖縄県の場合】

内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2 - 1 - 1

： 098 - 866 - 0031 (内線83293)

Fax : 098 - 860 - 1179

担当者： 大浦 又は 池田

別紙 1

施設名	事業内容
<p>1 都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組の実現並びに都市の農村との間の交流環境の整備及び当該交流を通じたアグリビジネスの推進に必要な施設等</p> <p>(1) 都市農村交流施設</p> <p>都市農村交流足魚施設</p> <p>市民農園</p> <p>廃校・廃屋改修交流施設</p> <p>水辺修景・景観保全施設</p> <p>(2) 交流環境 アグリビジネス施設</p> <p>農林水産物直売・食材供給施設</p> <p>農林水産物処理加工施設</p> <p>地域資源循環活用施設</p> <p>子供等自然環境知識習得施設</p> <p>高齢者・女性等地域住民活動</p>	<p>農産物加工体験、特産物・文化財展示販売、伝統文化継承、情報受発信施設等並びに附帯施設の整備</p> <p>農園の区画整備、園路、滞在、休憩、更衣、管理、農機具収納施設等並びに附帯施設の整備</p> <p>廃校・廃屋の改修・移設並びに附帯施設の整備</p> <p>散策道、案内板、駐車場等の整備及び附帯施設の整備</p> <p>農林水産物の直売のために必要な販売用、鮮度保持用、貯蔵用機械施設又は農林水産物を活用した食材等の提供供給のために必要な施設等及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装容器会施設及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>家畜ふん尿、野菜残さ等を活用して堆肥を製造するための堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギー供給施設等及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>自然環境を活かした農山漁村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要となる自然・動植物観察施設等及び附帯施設の整備</p> <p>高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の</p>

<p>・生活支援促進機械施設</p> <p>(3) 交流等促進関連施設 集落道</p> <p>簡易給水施設</p> <p>簡易排水施設</p> <p>(4) 特認事業</p> <p>(5) 施設等整備附帯事業</p>	<p>伝承等能力発揮や地域住民の活動促進に必要となる施設及び附帯施設の整備</p> <p>集落道並びに附帯施設の整備。道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに掲げる道路及び同条第4号の市町村のうち幹線市町村道は対象としないものとする。</p> <p>給水施設並びに附帯施設の整備。給水人口50人未満のものとする。</p> <p>排水施設並びに附帯施設の整備。受益戸数3戸以上20戸未満の規模のものとする。</p> <p>(1) から (3) までに掲げた以外の施設等であって、都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組の実現並びに都市と農村との間の交流環境の整備及び当該交流を通じたアグリビジネスの推進に必要不可欠であると農村振興局長等が認めるものに限る。</p> <p>計画内容を効率的かつ効果的に実施するために必要な関係者の内発的取組及び合意形成を図るための企画・調整・調査等の活動</p>
<p>2 都市部での農業振興に必要な施設等</p> <p>(1) 都市交流基盤整備</p> <p>土地基盤整備</p> <p>ア ほ場整備</p> <p>イ 農業用排水施設整備</p> <p>ウ 農道整備</p> <p>エ 農用地開発</p>	<p>都市近郊において、農業・農村の多面的機能の効果的な発揮及び都市住民の理解促進のために必要な土地基盤等の整備</p> <p>農用地につき行う区画整理及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う整備</p> <p>農業用排水施設整備の新設、廃止又は変更</p> <p>農道、農道橋、索道、軌道その他の運搬施設の新設、廃止又は変更</p> <p>農用地の造成（農用地間の地目変更を含む。）とこれ</p>

オ 農用地の改良又は保全

に附帯する施設の新設、廃止又は変更

左欄アからエまでに掲げるもののほか、農用地の改良又は保全のために必要な整備

農業用又は災害防止用のため池の老朽化による決壊、漏水又は地すべり、土砂崩れ等を防止するために行う堤体及びその周辺の補強、附帯施設の改修並びにこれと併せ行う管理施設の新設又は改修

土砂崩壊又は地すべりの危険性の生じた箇所において、農地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤又は排水路等の施設の新設又は改修

農用地の改良又は保全のために必要な暗渠、客土、床締、防風林、鳥獣害防衛施設等
交換分合

カ 農用地管理保全

遊休農地解消実践活動により3年以内に活用の見込みのある農地を対象とし農用地の管理保全のために必要な表土扱い、土層改良等による地力維持工事で、実施期間は3年以内のものとする。

なお、「遊休農地再生活動実践スタート支援を実施した市町村（旧市町村を対象として実施した場合はその区域）及びこれと同様の取組を独自に実施し、解消を図るべき遊休農地が明らかになっているものとして都道府県知事が認めた市町村とする。

農村生活環境基盤整備
ア 農業集落道整備

農業集落周辺における土地改良法に基づく農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行、農産物の運搬等の農業生産活動に供する農業集落道の整備

道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに掲げる道路及び同条第4号の市町村道のうち幹線市町村道は、対象としない。

道路附帯施設は、待避所、防雪施設、防雪柵、照明施設、交通安全標識等の施設及び周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。

修景施設は、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、照明施設、遊歩道、駐車場等とする。

イ 営農飲雑用水施設整備

家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）農産物の洗浄等を主とする営農飲雑用水施設の整備
受益戸数は、おおむね10戸以上の施設とする。
ただし、末端受益は2戸以上とする。
営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。

ウ 農村公園施設整備

農業者等の農村居住者の健康増進又は憩いの場等としての児童公園、運動公園、緑地、多目的広場等に係る利用施設及びこれに付帯する施設の整備
児童公園、運動広場、緑地等を整備するために必要な施設とする。
整備の対象は、整地、修景施設、運動施設その他機能保持上必要な施設とする。

エ 集落防災安全施設整備

集落の防災安全のために必要な施設の整備
整備の対象は、土留工、防護柵、防火水槽、防風林、防雪工、排水工等とする。

オ 水辺環境整備

農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化、生態系保全及び修景に配慮した施設の整備、親水広場等の新設又は改修
親水広場の附帯施設には緑化施設、親水施設等を含むものとする。

カ 緑化施設整備

公共広場、公共施設等の周辺環境の美化を図るための修景施設及び生態系保全に配慮した施設の整備
公共施設等は農村公園、集落排水処理場等とする。
修景施設は植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、照明施設、遊歩道、駐車場等とする。

キ 地域資源利活用施設整備

地域資源を利活用して農業生産の補完及び生活環境の改善を図るために必要な施設の整備
ただし、温水、ガス等の地域資源発掘のためのボーリング事業は対象としない。
なお、計画・施行に当たっては、施設の効果・効用、将来にわたっての維持管理等を勘案し無理のないものとする。

	<p>農道、集落道等の機能を補完するための地域資源を利用した消雪施設等</p> <p>農林水産省が行う助成又は補助の対象となっている施設に地域資源を供給する施設</p> <p>市町村、農業協同組合等が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設等又は集落の活性化のために整備する地場産業振興施設、宿泊交流施設、スポーツ・レクリエーション施設等に地域資源を供給する施設</p>
<p>ク 集落環境管理施設整備</p>	<p>農業集落単位で環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等を行うための施設及びこれに附帯する施設で比較的小規模な施設の整備</p> <p>大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害の防止に十分留意するものとする。</p> <p>附帯する施設の整備は敷地整備、構内整備、駐車場の整備、緑化等とする。</p>
<p>ケ ライフライン収容施設整備</p>	<p>農業集落排水施設、営農飲雑用水施設その他の公共施設の埋設工事に伴う不経済な道路の掘返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための公共施設を収容する地下利活用施設の整備</p> <p>農業集落排水施設、営農飲雑用水施設、ガス供給施設、電線、電話線等の公共施設を収容するため、主として農業集落道の地下に設ける施設の整備とする。</p> <p>当該施設の整備に当たっては、事業計画段階において公共施設の敷設計画が明らかであることとし、当該施設の構造の保全に関する事項、敷設する公共施設の管理に関する事項、費用の負担に関する事項等を規定した管理規定を定めるものとする。</p>
<p>コ 土壌環境整備</p>	<p>耕土等の流入防止施設等の整備</p> <p>流入防止施設は、沈砂池、法面保護工等の整備とする。</p>
<p>サ 住民参加促進環境整備</p>	<p>整備する施設の維持管理等への地域住民の参加を促進するため、地域住民による簡易な生活環境施設の整備等</p>

	<p>農村振興総合整備事業等で整備する施設の利活用、維持管理の適正化等を促進することを目的とした地域住民による花壇づくり並びに芝生及び樹木の植栽等の簡易な生活環境施設の整備に対して行う支援（整備に必要な諸資材の現物支給、機械借料の補助等）</p>
<p>農村交流基盤整備 ア 農村交流施設整備</p>	<p>都市との交流の場の創設に必要な空間、スポーツ施設等の整備</p> <p>整備の対象は、整地、土留工、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、照明施設、駐車場等とする。</p>
<p>イ コミュニティ施設整備</p>	<p>農業経営及び農村生活の改善、農村居住者の健康増進等又は都市住民との交流を推進するための多目的に利用される建物及びこれに附帯する施設の整備</p> <p>施設規模は、おおむね500平方メートル以内とする。</p> <p>附帯する施設の整備は、敷地整備、構内整備、駐車場、緑化等とする。</p>
<p>ウ 集落農園整備</p>	<p>ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な整備</p> <p>整備に当たっては、次のいずれかの事項を内容とするものとする。</p> <p>ア 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>イ 集落農園開設の用に供する農用地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>ウ ア 又はイ に附帯して都市との交流のために必要な施設を対象とするものとする。</p> <p>整備の対象は、集落農園開設のために必要な農用地、集落農園道、かん水施設等の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地とする。</p> <p>附帯する施設の整備の対象は、整地、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、管理施設、便所、照明施設、駐車場等とする。</p>
<p>エ 歩行者専用遊歩道整備</p>	<p>農村居住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の整備</p>

	<p>整備の対象は、専ら散策、サイクリング、乗馬等の用に供する遊歩道及びこれに附帯する施設とする。</p> <p>附帯する施設の整備の対象は、植樹、水飲場、便所、駐車場、交通安全施設、案内施設等とする。</p>
<p>オ 施設環境整備</p>	<p>公共施設及び農林水産省所管に係る助成等をもって整備された施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修</p> <p>車いすでの利用を可能とするための改修等的高齢者・障害者の利用に資するための建物を改修する。</p> <p>他府省所管の法律に基づく補助事業の整備対象となっている公共施設は対象としない。</p>
<p>カ 景観保全整備</p>	<p>文化的・歴史的景観の保全を図るために必要な施設の整備</p> <p>文化的・歴史的景観には景勝地、植物群生地等を含むものとする。</p> <p>整備の対象は、連絡道、防護柵、用排水施設、駐車場、管理施設、案内板、植樹、芝生等とする。</p>
<p>キ 歴史的土壌改良施設保全整備</p>	<p>歴史的土壌改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に行う施設の整備</p> <p>歴史的土壌改良施設の保全整備に当たっては、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。</p> <p>ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条若しくは第109条の規定に基づき重要文化財として指定され、若しくは指定されることが 確実と認められる土壌改良施設又は司法第57条の規定に基づき登録され、若しくは登録されることが確実であると認められる土壌改良施設であること。</p> <p>イ 当該施設の支配面積が20ヘクタール以上であること。</p> <p>「緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備」とは、以下の施設の整備</p>

ク 魚道整備

を行うものとする。

ア 当該施設に関連する資料の収集・保管庫

イ 管理道及び駐車場

河川の生態系の保護等のために、適正な下流放流量を確保する魚道の新設又は改修

魚道の新設又は改修に当たっては、ア又はイの施設を対象として行うものとする。

ア 国営土地改良事業若しくは都道府県営土地改良事業によって河川に設置された農業水利施設又は取水量が大きく河川の流量若しくは生態系に影響を及ぼすおそれのある都道府県営土地改良施設に相当する規模を有する農業水利施設で、次の採択基準のいずれかに該当するものとする。

(ア) 魚道が整備されていない等のため、常時一定の放流量を確保することが困難な施設

(イ) 河川の流水による魚道の損傷等により、魚道が正常に機能していない施設

(ウ) 水産庁（都道府県の水産部局を含む。）河川管理者、流域内の利水者協議会等から魚道の整備を要請されている施設

イ 前後一連の区間の魚道が整備され、又は整備が予定されている農業水利施設であって、当該施設の魚道が整備されていないため、魚類の遡上の障害となっていることが明らかであるもの。

のアの「取水量が大きく河川の流況若しくは生態系に影響を及ぼすおそれのある都道府県営土地改良施設に相当する規模を有する農業水利施設」とは、1級河川又は2級河川に設置された農業水利施設であって、河川を横断する大規模な工作物のうち当該施設の取水能力がおおむね $0.3\text{ m}^3/\text{s}$ 以上である施設とする。

のアの(ア)「魚道が未整備等のため、常時一定の放流量を確保することが困難な施設」とは、魚道が整備されていない又は現に整備されているが、魚道の通水能力が小さいために、常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な農業水利施設とする。

のアの(イ)「河川の流水による魚道の損傷等

	により、魚道が正常に機能していない施設」とは、河川の流水による魚道の損傷等若しくは施設下流部の河床低下等により、魚類の遡上の障害となっている農業水利施設又は常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な農業水利施設とする。
(2) 都市農業共生・対流推進条件整備	都市住民とのふれあい・交流及び持続的な営農展開等に必要簡易な基盤整備、市民農園等の整備 生産緑地地区において現在行われている農業生産の条件を当面維持していく上で必要な整備水準を確保するために行うもの。
簡易な基盤整備	
ア 耕土改良	整備の対象は、耕土補給、深耕、心土破碎等、土壌改良材投入とする。
イ 土留工	整備の対象は、土埃等の遮断を目的としたフェンス等の設置も含む。
ウ 耕作道整備	
エ 用水施設整備	整備の対象は、用水路新設・改修整備、井戸整備、貯水施設整備、かん水施設整備とする。
オ 排水施設整備	整備の対象は、用水路新設・改修整備、暗渠排水整備、承水路整備、浸透枳等設置とする。
ふれあい・交流施設整備	
ア 多目的施設	整備の対象は、休憩室、更衣室、洗い場等とする。
イ 農機具等保管施設	
ウ 農産物直売施設	
防災設備整備	
防災用水施設整備	整備の対象は、防災兼用井戸・水路の施設整備とする。
都市農地保全整備	
ア 生産緑地地区内の農地のみを受	整備は、既存施設の老朽化及び周辺の都市化に伴う

<p>益地とする農業用排水施設の 廃止又は変更</p>	<p>水質悪化、水量減少等に対応するために行うものとし、既存の用水量の増大を目的とするものは対象としない。</p>
<p>イ 生産緑地地区内の農業用道路の 新設、廃止又は変更</p>	<p>農業用道路の新設、廃止又は変更後においても生産緑地法第2条第1号の農地等として取り扱われる範囲のものとし、農業用道路の新設又は変更は、農業用機械の進入が困難である場合に限定し、簡易舗装又は非舗装とする。</p>
<p>ウ 上記に掲げるもののほか、生産 緑地地区内の農用地の利用又は 保全のため必要な整備</p>	<p>整備内容は、以下のとおりとする。 ア及びイの工事に伴い必要となる生産緑地地区内の農地等について行う区画の整形であって、客土の実施、暗渠排水の設置等を伴わない簡易な整備 生産緑地地区内の農地のみを受益地とする農業用のため池の老朽化による決壊若しくは漏水又は地すべり、土砂崩れ等を防止するために行う堤防及びその周辺の補強、附帯施設の改修並びにこれと併せ行う管理施設の新設又は改修 生産緑地地区内の土砂崩壊又は地すべりの危険性の生じた箇所において、農地及び農業用施設への災害を防止するために行う土留石垣、擁壁等の施設の新設又は改修</p>
<p>市民農園等整備 市民農園を開設するために必要な 施設等の整備</p>	<p>市民農園の用に供する農地の整備及び市民農園整備促進法第2条第2項第2号に定める農地に附帯して設置される施設のうち、農機具収納施設、給排水施設、園路、植栽、ごみ置場、休憩施設、便所、手洗場、駐車場、照明施設等。 附帯施設のほか、市民農園と連携し農園で収穫した農作物等の調理・加工など農園利用者と地域住民との交流の場となる交流加工体験施設の整備。なお、本施設整備に当たっては、農園利用者の過半数が見込める場合に限る。</p>
<p>援農ボランティア養成施設</p>	<p>整備の対象は、休憩室、更衣室、トイレ、管理棟等とする。</p>
<p>(3) 都市農業維持保全条件整備</p>	<p>都市農業の持つ多面的な役割を当面維持するために必要な農業用排水施設等の改修、防災施設等の整備</p>

<p>農業用排水施設等の改修</p>	<p>既存施設の老朽化等に伴う施設改修等を行うものとし、既存の用水量の増大を目的とするものは対象としない。</p>
<p>防災施設整備</p>	<p>既存施設の改修に併せ災害時にも使用可能となる防災兼用井戸等の整備とする。</p>
<p>(4) 都市農業水辺環境整備</p> <p>親水・景観保全施設</p>	<p>既存の農業水利施設等を活用し、都市住民の憩いの場の提供や農業理解の増進のために必要な施設整備</p> <p>整備の対象は、親水護岸、せせらぎ水路等とする。</p>
<p>生態系保全施設</p> <p>(5) 特認事業</p>	<p>整備の対象は、蛍ブロック、魚巣ブロック、草生水路等とする。</p> <p>(1) から (4) までに掲げた以外で、都市部での農業振興に必要な施設等で必要不可欠であると地方農政局長等が認めるものに限る。</p>
<p>(6) 施設等整備附帯事業</p>	<p>計画内容を効率的かつ効果的に実施するために必要な関係者の内発的取組及び合意形成を図るための企画・調整・調査等の活動</p>